

[2012年12月度講演会]

「JISQ15001と個人情報保護MSについて」

講師：上下水道部門・総合技術監理技術士 中村 秀人

1. はじめに — 「個人情報」とは—

1) 情報とは、「発信者から、何らかの媒体を通じて受信者に伝達される一定の意味を持つ実質的な内容のこと」をいい、個人情報とは「生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」をいう。ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理され、今後ますます拡大していくと予想されている。

2) こうした状況を踏まえ、誰もが安心してICTの便益を享受するための制度的基盤として、「個人情報の保護に関する法律 (以下「個人情報保護法」という) が成立し、この法律における個人情報取扱事業者の義務に関する規定は、2005年4月1日より施行されている。

3) この法律において「個人情報」とは、当該情報に含まれている氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に識別することができることとなるものを含む。) をいう。

2. 「JISQ15001」 (「個人情報保護マネジメントシステム」) とは

1) 「JISQ15001」とは、「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」といい、個人情報保護に関して、組織内で正しく管理するための要求事項を定めた国家規格である。

2) 現在使用しているバージョンは「JISQ15001 : 2006」と呼ばれているもので、個人情報保護法で定められた民間事業者に対する義務規定を全て含んでおり、これに従って、個人情報保護対策を行えば、自動的に個人情報保護法の規定を満たしているといえる。

3) プライバシーマーク (Pマーク) とは、財団法人日本情報処理開発協会 (JIPDEC) によって運用され、認証される制度で、プライバシーマーク (Pマーク) の認証を取得するためには、「JISQ15001 : 2006」に則った「個人情報保護マネジメントシステム」を社内に構築する必要がある。

3. プライバシーマーク (Pマーク) 取得のメリット

プライバシーマーク (Pマーク) 取得のメリットとして、次の点が挙げられる。

①取引先、顧客、株主などからの信頼関係が向上する。②入札参加時の競争力強化になる。③個人情報保護に関する信頼性をアピールすることができる。

4. 「個人情報」の保護について

1) 個人情報の提供に当たってのチェック項目は、①どのような目的で使われるのか、②その事業者だけが使うのか、他社に委託することもあるのか、④問合せ窓口は表示されているか、⑤個人情報保護方針は公表されているか、などを確認することが重要である。

2) 「個人情報」の取扱について

「個人情報」が a) 目的外利用、b) 無断の利用目的変更、c) 無断の第三者への提供などが発生した場合は、「個人情報に関する問合せ窓口」へ申し出ることが必要である。また、「個人情報」を継続して利用されたくない時には「継続利用に同意しない」旨を事業者伝えるなど、意思表示することが必要である。